

裁 決 書

審査請求人

奈良市〇〇〇

〇 〇 〇 〇

処分庁

奈良市二条大路南一丁目 1 - 1

奈良市

上記代表者 奈良市長 仲 川 元 庸

上記審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成〇年〇月〇日付けでした審査請求について、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

平成〇年〇月〇日に奈良市長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し行った国民健康保険料更正決定処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで奈良市国民健康保険に加入し、前年の所得に基づいて保険料の賦課決定処分を受けた。しかし、国民健康保険の加入期間に所得はなく、国民健康保険を使用していない。前年に所得があるからといって、保険料を納める必要はない。

第 2 判断

我が国においては、国民の健康を保持、増進し、その生活を安定させる社会保障政策として、国民皆保険を制度的に構築しており、すべての国民を公的医療保険の対象とするため、被用者保険など他の医療保険に加入していない者を市町村国民健康保険の被保険者とすることにより、市町村国保に職域保険を補完する役割を担わせている。

市町村国保を含む公的医療保険は、保険事故が生じた場合に、個人の経済的損害を小さくするため、加入者が相互に保険料という形であらかじめ少しずつ費用を分担し、疾病、負傷、分娩又は死亡に関して保険給付を行う仕組みとされている。

国保の保険料の算定等については、申告に基づく所得の把握が必要である自営業者等が加入する特性から、所得賃金の発生時点で源泉徴収される被用者保険と異なり、前年の所得に基づき保険料を算定することとなっている。

奈良市においても、世帯に賦課する保険料額の算定については、賦課期日の属する年の前年の所得に基づき行うことが奈良市国民健康保険条例（昭和34年3月奈良市条例第13号）第10条第1項に規定されている。したがって、処分庁が請求人に対して行った国民健康保険料更正決定は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び奈良市国民健康保険条例の規定に基づく適法な処分であると認められる。

以上のことから、請求人の主張には理由がないため、主文のとおり裁決する。

平成27年11月19日

審査庁 奈良県国民健康保険審査会
会長 石黒良彦

この裁決の取消しの訴えは、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、奈良県を被告として（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります。）、提起することができます。（なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）

ただし、同法第10条第2項の規定により、この裁決の取消しの訴えにおいては、原処分の違法を理由として取消しを求めることはできません。